

## 2 建築後使用されたことのない住宅(建売住宅、マンション等)

	お持ちいただくもの	備考	写し	お返しするもの
(1)	住宅用家屋証明申請書、証明書	必要事項を記入してください。		
	申請書			
	証明書	証明書についても、必要事項を記入のうえ、ご用意ください。		○
(2)	委任状	代理人申請の場合は必要です。(登記一切の委任状でも代用可能です。)	可	○
(3)	住民票	印鑑証明でも代用可能です。(未入居の場合は、現在の住民票を添付してください。)	可	○
(4)	表示登記申請書及び登記完了証	電子申請の場合は、登記完了証のみで可	可	○
	または登記事項証明書	申請内容の確認ができるようであれば登記事項要約書でも代用可能です。	可	○
	または登記情報提供サービスの照会番号と発行年月日を記載した書類	照会番号確認後、ほかの申請には使用できません(照会番号等がないものは不可)	可	○
(5)	確認済証(確認申請書副本を含む)	都市計画区域外で確認申請が不要の場合は、建築工事請負書や設計図書等を提出してください。	可	○
(6)	売渡証書(所有権譲渡証明書)	売買契約書でも代用可能です。	可	○
(7)	家屋未使用証明書		不可	
(8)	長期優良住宅認定変更通知書及び変更認定申請書副本	長期優良住宅の普及の促進に関する法律による認定長期優良住宅の場合は必要です。(譲受人が申請者と分かるもの)	可	○
(9)	低炭素建築物認定通知書及び認定申請書副本	都市の低炭素化の促進に関する法律による認定低炭素建築物の場合は必要です。	可	○
<b>未入居の場合は、上記の他に以下の書類が必要です。</b>				
(10)	申立書	入居が登記後になる理由を具体的に記入してください。	不可	
(11)	現在居住している住宅の処分方法がわかる書類			
	売却する場合	売買契約(予約)書、媒介契約書等売却することを証する書類	可	○
	賃貸する場合	賃貸借契約(予約)書、媒介契約書等賃貸することを証する書類	可	○
	借家、借間、社宅、寄宿舍、寮等の場合(自己所有でない場合)	申請者と家主の間の賃貸借契約書、使用許可証等申請者の所有する家屋ではないことを証する書類	可	○
	申請者の親族が住む場合	当該親族の申立書、申請者が居住用として今後使用しないことを証する書類	可	○
(12)	入居が登記後になる理由がわかる書類	以下の事例以外はお相談ください。		
	資金を借りるため抵当権設定登記を急ぐ場合	金銭消費貸借契約書、売買契約書(代金の支払期日の記載のあるもの)等	可	○
	やむを得ない事情により入居が登記後になる場合	病気等の場合は、医師の診断書等。子供の学校の転校等による場合は、子供の住民票も必要です。	可	○